

第13号議案

令和5年度南魚沼市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度南魚沼市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数(許可)	大和病院事業	市民病院事業
一般病床	45床	140床
(2) 年間患者数		
入院	14,800人	44,500人
外来	44,000人	133,000人
(3) 1日平均患者数		
入院	40人	122人
外来	150人	470人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 大和病院事業収益	1,473,990 千円
第1項 医業収益	1,229,568 千円
第2項 介護保険収益	20,041 千円
第3項 医業外収益	224,380 千円
第4項 特別利益	1 千円
第2款 市民病院事業収益	4,191,368 千円
第1項 医業収益	3,678,266 千円
第2項 介護保険収益	77,199 千円
第3項 医業外収益	435,902 千円
第4項 特別利益	1 千円

支 出

第1款 大和病院事業費用	1,473,990 千円
第1項 医業費用	1,439,437 千円
第2項 医業外費用	32,552 千円
第3項 特別損失	1 千円

第4項 予備費	2,000 千円
第2款 市民病院事業費用	4,598,202 千円
第1項 医業費用	4,540,187 千円
第2項 医業外費用	37,965 千円
第3項 特別損失	50 千円
第4項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 219,145 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収入

第1款 大和病院事業資本的収入	70,632 千円
第1項 企業債	20,000 千円
第2項 繰入金	50,630 千円
第3項 県補助金	1 千円
第4項 固定資産売却代金	1 千円
第2款 市民病院事業資本的収入	428,790 千円
第1項 企業債	57,500 千円
第2項 繰入金	371,289 千円
第3項 固定資産売却代金	1 千円

支出

第1款 大和病院事業資本的支出	115,163 千円
第1項 建設改良費	21,500 千円
第2項 企業債償還金	93,470 千円
第3項 補助金返還金	193 千円
第2款 市民病院事業資本的支出	603,404 千円
第1項 建設改良費	206,300 千円
第2項 企業債償還金	397,079 千円
第3項 補助金返還金	25 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、城内診療所特別会計の当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ3,446千円及び12,101千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良費	23,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金、地方公共団体 金融機構資金及び民 間等資金について、利 率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	借入の年から据置期間を 含み30年以内に償還する ものとする。 その他借入先の融資条件 に従う。 ただし、据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借り換 えすることができる。
借 換 債	54,500			
計	77,500			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用 10,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 3,333,741千円

(2) 交 際 費 1,320千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の運営のため一般会計等からこの会計へ補助を受ける金額は、580,581千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,045,400千円と定める。

令和5年2月27日提出

南魚沼市長 林 茂 男